

議第 7 1 号 呉市税条例等の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 5 号）等の施行により，市税の各税目における措置の創設，見直し等が行われたことに伴い，所要の規定の整備をするものです。

なお，同法による地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）の改正のうち，本年 4 月 1 日施行の部分に係る呉市税条例（昭和 2 5 年呉市条例第 3 3 号）及び呉市都市計画税条例（昭和 3 2 年呉市条例第 3 号）の改正については，本年 3 月 3 1 日に専決処分をしており，その承認を求める議案を 5 月臨時会に提出しました。

2 改正の内容

(1) 固定資産税（第 1 条関係）

ア 相続登記が行われるまでの間における現所有者（相続人等）による氏名，住所等についての申告の制度化

所有者不明土地等に係る固定資産税の課題への対応の一つとして，登記簿上の所有者が死亡し，相続登記がされるまでの間において，当該土地又は家屋の現所有者（相続人又は相続人から当該土地又は家屋の譲渡等を受けた者）は，氏名，住所等の必要な事項を記載した申告書を提出しなければならないこととします。

この申告義務の対象となる「現所有者」とは，この条例の公布の日以後に，自らが所有者であることを知った者です。

また，地方税法において，この申告の期限は，「現所有者であることを知った日の翌日から 3 月を経過した日以後の日で条例で定める日」とされていますが，本市では，申告に必要な準備期間等を勘案し，この期限を「3 月を経過した日」とします。

イ 申告義務違反者に課する罰則規定の適用

固定資産税における他の申告制度と同様に，申告義務の違反者に対する罰則（10 万円以下の過料）を設けます。

(2) 個人の市民税（第 1 条関係）

現行制度では，婚姻し，その後，死別・離別をしたひとり親は，所得控除の対象となる一方，未婚のひとり親は所得控除の対象とならず，婚姻歴の有無によって適用が異なっていました。

また，男性のひとり親には所得要件がある一方，女性のひとり親には所得要件がなく，控除の額にも違いがありました。

そこで，これらの不公平を解消し，全てのひとり親家庭に対し公平な税制度を実現する観点から，次のような措置が講じられることなどに伴い，関係規定の整備を行います。

ア 未婚のひとり親への所得控除の適用

未婚のひとり親について，婚姻歴のあるひとり親と同一の所得控除「ひとり親控除」（控除額 30 万円）を適用します。

イ 寡婦（寡夫）控除の見直し

- (ア) 生計を一にする子や子以外の扶養親族を有する寡婦について、寡夫と同様に、前年の合計所得金額が500万円以下であることを要件とします。
- (イ) 現行の寡婦控除の特別加算を廃止した上で、子を有する寡婦及び寡夫に対する控除額をどちらも30万円とします。

【参考】改正前後の所得控除の額（万円）

現行				改正後						
寡婦控除(本人が女性)				寡夫控除(本人が男性)						
配偶関係		死別		離別		死別		離別		未婚のひとり親
本人所得		~500	500~	~500	500~	~500	500~	~500	500~	~500
扶養親族	有	子	30	26	30	26	30	26	30	30
		子以外	26	26	26	26	26	26	26	-
	無	26	-	-	-	26	-	-	-	-
扶養親族	有	子	26	-	26	-	30	-	30	30
		子以外	-	-	-	-	-	-	-	-
	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある者は対象外とする。

ウ 個人の市民税の非課税措置の対象者の見直し

未婚のひとり親に対する措置及び寡婦（寡夫）控除の見直しに伴い、ひとり親及び寡婦の所得控除の対象となる者を非課税措置の対象とします。

- ※ 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者は、これらの措置の対象外となるため、住民票の続柄に「夫（未届）」、「妻（未届）」の記載がないか確認します。

エ 低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除制度の創設

土地等の譲渡に係る長期譲渡所得への課税に関し、次の要件に該当する場合で、個人が低未利用土地(※)又はその上に存する権利を令和2年7月1日から令和4年12月31日までの間に譲渡（親族間等における譲渡は除きます。）をしたときには、その年中の低未利用土地等の譲渡益から100万円（当該譲渡益の金額が100万円に満たない場合は、当該譲渡益の金額）を控除することができる制度が創設されたことに伴い、関係規定の整備を行います。

- (ア) 譲渡価額が、その上にある建物等を含めて500万円以下の譲渡であること。
- (イ) その年の1月1日において、所有期間が5年を超えること。
- (ウ) その低未利用土地等が都市計画区域内に所在すること。

(エ) 低未利用土地等であったこと及び譲渡後の土地の利用について市区町村長による確認が行われたこと。

※ 「低未利用地」とは、居住や業務等の用途には供されておらず、又は周辺地域の利用状況に比べて利用の程度が著しく劣っていると認められる土地のことをいいます。

(3) 法人の市民税（第2条関係）

法人税における連結納税制度の見直しに伴う規定の整理

令和4年4月1日以後に開始する事業年度から、法人税の連結納税制度については、企業グループ全体を一つの納税単位とする現行制度から、企業グループ内の各法人を納税単位としつつ、損益通算等の調整を行うグループ通算制度に移行されます。

法人の市民税においては、連結納税制度を採用していないため、現行の基本的な枠組みに変更はありませんが、当該法人税の見直しに伴い、所要の規定の整理を行います。

(4) 市たばこ税（第1条・第2条関係）

軽量な葉巻たばこの課税方式の見直し

葉巻たばこについては、製品重量1グラムをもって紙巻たばこ1本に換算する方法によって課税していますが、その製品特性を踏まえた見直しとして、軽量な葉巻たばこ（1本当たりの重量が1グラム未満の葉巻たばこをいいます。）については、葉巻たばこ1本を紙巻たばこ1本に換算する方法によって課税する方式に改めます。

なお、激変緩和等の観点から、次のとおり2段階での移行措置を講じます。

現行	葉巻たばこの製品重量1グラムを紙巻たばこ1本に換算
令和2年10月1日から	1本当たりの製品重量が0.7グラム未満の葉巻たばこ1本を紙巻たばこ0.7本に換算（1本当たり0.7グラム以上の葉巻たばこは、現行の換算本数による。）
令和3年10月1日から	1本当たりの製品重量が1グラム未満の葉巻たばこ1本を紙巻たばこ1本に換算（1本当たり1グラム以上の葉巻たばこは、現行の換算本数による。）

(5) その他

還付加算金及び延滞金の特例割合の見直し（第1条関係）

現在、還付加算金及び延滞金の割合は、低金利の状況を踏まえ、当分の間の措置として、法令の本則に定めのある原則的な割合ではなく、附則に規定された特例措置としての割合（以下「特例割合」といいます。）が適用されています。

こうした中、今回、地方税法の改正により、市中金利の実勢を踏まえた、国税と同様の「還付加算金の特例割合」の引下げが行われました。

また、「延滞金の特例割合」については、現行の水準を維持しつつも、「徴収の猶予等」又は「法人の市民税の納期限の延長」の適用を受けた場合に限り、「還付加算金の特例割合」と同様の引下げが行われ、この新たな割合を令和3年1月1日から適用します。

		見直し前の特例割合	令和2年の割合	見直し後の特例割合
還付加算金		<u>特例基準割合</u> (平均貸付割合+ <u>1%</u>)	年1.6%	<u>還付加算金特例基準割合</u> (平均貸付割合+ <u>0.5%</u>)
延滞金	下記以外の 場合	<u>特例基準割合</u> (平均貸付割合+1%) +7.3%	年8.9%	<u>延滞金特例基準割合</u> (平均貸付割合+1%) +7.3%
	1か月以内 等の場合	<u>特例基準割合</u> (平均貸付割合+1%) +1%	年2.6%	<u>延滞金特例基準割合</u> (平均貸付割合+1%) +1%
金	徴収猶予等 適用の場合	<u>特例基準割合</u> (平均貸付割合+ <u>1%</u>)	年1.6%	<u>猶予特例基準割合</u> (平均貸付割合+ <u>0.5%</u>)
	納期限延長 適用の場合	<u>特例基準割合</u> (平均貸付割合+ <u>1%</u>)	年1.6%	(平均貸付割合+ <u>0.5%</u>)

「平均貸付割合」とは、各年の前々年の9月から前年の8月まで（昨年までは、前々年の10月から前年の9月まで）の各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の11月30日（昨年までは、12月15日）までに財務大臣が告示する割合（昨年12月12日に告示された割合：0.6パーセント）をいいます。

地方税法において、従前は、「平均貸付割合」に1パーセントの割合を加算した割合のことを一律「特例基準割合」と定義していましたが、今回の見直しに当たり、適用対象に応じた固有の特例基準割合の名称（還付加算金特例基準割合、延滞金特例基準割合、猶予特例基準割合）が定義されました。

3 施行期日

(1) 第1条による呉市税条例の一部改正

ア 公布の日

固定資産税（現所有者による申告の制度化）

イ 令和2年10月1日

市たばこ税（軽量の葉巻たばこの課税方式の見直し（第1段階））

ウ 令和3年1月1日

個人の市民税（未婚のひとり親への所得控除の適用など）

その他（還付加算金及び延滞金の特例割合の見直し）

エ 土地基本法等の一部を改正する法律（令和2年法律第12号）附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日

個人の市民税（低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除制度の創設）

(2) 第2条による呉市税条例の一部改正

ア 令和3年10月1日

市たばこ税（軽量な葉巻たばこの課税方式の見直し（第2段階））

イ 令和4年4月1日

法人の市民税（法人税における連結納税制度の見直しに伴う規定の整理）

(3) 第3条による呉市税条例の一部を改正する条例の一部改正

公布の日

個人の市民税（非課税措置の対象者の見直し）